

## 来年度の税制見直し

## 事業承継の現場から



税理士法人押田会計事務所  
代表社員 税理士

押田 吉真氏

税理士、行政書士。1991年押田会計事務所開業後、TKC全国委員会として資産税システムの開発に携わる。現在は同全国会システム委員会委員長。「遺産分割と相続発生後の対策」(共著)など著書多数。

2018年度税制改正予制度は使いやすくなつたものの、適用要件の高さが指摘されています。業歴の長い会社や経営成績の良い会社は含み資産や内部留保が多く株価も高い。それゆえに納税額も多額となり事業承継の障害となっていました。

08年10月施行の「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」(中小企業経営承継円滑化法)は①民法特例で相続対策②非上場株式などの納税猶予で相続税対策③金融制度で納税資金や株式買い取り資金などの資金対策——をそれぞれ支援するための法律です。これで中小企業の事業承継が円滑に行われることを想定していましたが、期待されたほど進んでいないのが現状です。その後の改正で納税猶

## 利用促進へ適用要件緩和

の解雇で乗り切ろうとして基準を下回った場合は要件が満たされなかったため、納税猶予が認められず、納税額と利子税を納めなければなりません。また、相続税の納税猶予は総株式の3分の2について80%の納税猶予となるため、実質的には5割程度しか猶予対象になりません。

そこで、政府は事業承継を円滑に進めるため、今後10年間を集中対応期間とし制度の拡充を打ち出すもようです。具体的には①中小企業の人手不足に鑑み雇用確保要件の撤廃②株式総数の3分の2までの基準を全株式に引き上げ③相続税の納税猶予を自社株式相当額の100%に拡大——というのが予想できる主なポイントです。

が期待されます。本改正で中小企業の事業承継が加速すると思われ、納税猶予が免除される時期は先代経営者の死亡の時か、承継者が次の承継者に引き継ぐ時です。それまで後継者は事業を継続した上で株式を所有し続けなければなりません。技術や流通の革新の激しいこの時代においてこれはなかなか厳しいところです。

改正では認定支援機関などが事業承継計画の策定やモニタリングの支援を課すことを検討。これは事業承継を促すだけでなく将来、売却や廃業時に相続税を再計算する特例などいわゆる一部減免制度の創設も可能とし承継後の負担軽減にもつながります。

この税制拡充を機に予算措置や個人保証の問題も含め総合的な国の対策を期待します。